

外務省専門調査員募集 (選考試験実施要項)

1. 専門調査員について

専門調査員とは、外務省からの委嘱により我が国の在外公館（大使館、総領事館、政府代表部）に通常2年の任期をもって派遣され、在外公館の一員として我が国の外交活動に資するため、当該国・地域の政治、経済、文化等に関する調査・研究及び館務補助等の業務を行うものです。平成20年10月1日現在、159公館に232名が派遣されております。

2. 募集ポスト

(注：①備考は希望専門知識・経験・試験語学以外の語学力等、②委嘱発令月と派遣月は異なります)

配置公館名	委嘱事項（下記に関する調査・研究）	試験語学	委嘱発令月	備考
在大韓民国大使館	北朝鮮政治情勢	韓国語	21年1月	
在上海総領事館	華東地域の経済情勢	中国語	21年3月	
在香港総領事館	香港経済及び中国経済	中国語	21年2月	英語
在パキスタン大使館	パキスタンの経済情勢及び開発動向、日・パキスタン経済関係及び開発協力、南アジアの経済情勢	英語	21年1月	
在ホーチミン総領事館	ベトナム南部の政治・経済・社会状況	ベトナム語又は英語	21年2月	
在マレーシア大使館	マレーシア社会におけるマスメディアの役割等	英語又は中国語	21年4月	
在ラオス大使館	ラオスの対ASEAN外交をはじめとするラオス政治情勢分析	英語	21年1月	フランス語
在トンガ大使館	トンガ王国の経済（開発を含む）	英語	21年3月	
在ナッシュビル総領事館	米国南部の経済情勢分析	英語	21年1月	
在ウクライナ大使館	ウクライナ及びモルドバの政治・経済・社会情勢	ロシア語又はウクライナ語	21年1月	
在英国大使館	日・英経済関係、英国経済及び英・EU経済関係	英語	21年1月	国際金融分野における経験
在ギリシャ大使館	ギリシャ経済の発展動向及び今後の日ギリシャ経済関係の強化	英語	21年1月	
在ドイツ大使館(環境)	気候変動枠組条約及び砂漠化対処条約	英語	21年1月	
在ドイツ大使館(政治)	独内政	独語	21年3月	
在ストラスブール総領事館	欧州評議会の活動内容	フランス語又は英語	21年1月	
在ポルトガル大使館	ポルトガル及び欧州の政治経済社会情勢等	ポルトガル語	21年4月	
在シリア大使館(政経)	シリアの政治・経済動向	アラビア語	21年2月	
在シリア大使館(文化)	シリアの社会・文化変動	英語	21年2月	
在エジプト大使館	エジプトにおける民主化と経済自由化の進展と問題点	英語	21年3月	
在カメルーン大使館	カメルーン及び周辺諸国における政治・経済動向	フランス語	21年3月	
在モーリタニア大使館	モーリタニアにおける政治・経済動向及び経済開発	フランス語又はアラビア語	21年3月	現地情勢により委嘱開始時期が遅れる可能性あり

※現地の治安情勢又はその他の事情で募集を中止するポストもあり得ますので、予めご了承願います。募集を中止した場合は、外務省ホームページにその旨掲載する他、既に同ポストに応募された方には個別にご連絡します。

3. 応募資格

- (1) 委嘱発令時点で25歳以上40歳未満の者で、大学院(修士)卒業以上の学歴あるいは委嘱業務対象の専門分野において3年以上の職歴（調査・研究）を有する者
 - (2) 委嘱される調査・研究事項に関し、研究実績のある者
 - (3) 業務を遂行するに足る十分な語学力を有する者
 - (4) 在外公館の組織の一員として、海外での長期派遣の任に耐え得る者
- * 日本国籍を有しない者、又は外国籍を有する者は受験できません。

4. 申し込み期限

平成20年10月20日（月）（日本国内・国外からの応募を問わず、当日までに外務省必着。郵送に限ります。）

5. 申込書類

封筒の表に「専門調査員応募（応募ポスト名）」（併願は認められません）と朱書明記の上、

次の書類を外務省人事課（下記の申し込み・問い合わせ先）まで提出（履歴書、研究略歴及び志望動機については**原本1部、写3部**）してください。なお、上記「2. 募集ポスト」の表の試験語学欄に2つ以上の語学名が記載され、何れかを選択することになっている場合（在ホーチミン総領事館、在マレーシア大使館、在ウクライナ大使館、在ストラスブール総領事館及び在モリタニア大使館が該当）には、**希望受験語学を1つ選択の上、語学名を封筒の表に記入**してください。提出いただいた書類はお返ししませんので、予めご了承ください。

- (1) 履歴書（A4サイズ（A3二つ折り可）、顔写真付、年号は西暦で記入）
派遣を希望する公館にかかわらず、語学履修歴、語学力判定試験（過去2年以内に受験したもの）の結果、留学歴、在外居住経験等をなるべく詳細に記入してください。また、経歴には空白期間がないようにしてください。
なお、派遣先に同伴する家族（配偶者及び子に限る）がいる場合には、同伴家族の氏名、年令及び国籍も明記してください。
- (2) これまでの研究略歴（書籍、研究報告書、寄稿原稿等につき、日付、作成目的及び概略を、A4版1～2枚程度にまとめてください。）
- (3) 志望動機（A4版1枚）
- (4) 戸籍謄本
- (5) 大学院修了証明書（写も可。）
*なお、戸籍謄本及び大学院修了証明書について申込期限に間に合わない場合は、その旨記載の上、試験実施日に必ず持参してください。
*提出書類に部数指定があるものについては、必ずその部数を準備してください。

6. 試験期日・場所（於：外務省）

平成20年11月中旬頃予定（一次試験及び二次試験とも同日実施を予定）

- (1) 一次試験（語学及び論文試験）
- (2) 二次試験（面接試験）

※なお、詳細日程については、書類審査（下記7. 参照）を通過した受験対象者に対し、書面にて**海外居住者も含め国内の連絡先（必ず記入してください）へ郵送**します。

7. 試験

試験は、語学試験、論文試験及び面接による人物試験により行われます。

なお、語学試験は筆記試験（語学力判定模擬試験若しくは和文→外国語訳及び外国語→和訳）にて行われ、会話形式の試験も併せて行います。また、**事前に応募資格等の書類審査**により応募者の中から受験対象者を選考します。

8. 合格者発表

受験者全員に合格又は不合格の旨を書簡をもって通知します。

ただし、本試験の合格者が在外公館に派遣されるに当たっては赴任前健康診断の受診を義務付けており、その結果如何によっては派遣を取り止めることもあり得ますので、予めご了承ください。なお、派遣が取り止めになった場合には、健康診断受診料の還付はありません。

9. 待遇

- (1) 採用が決定された各専門調査員の経歴（確認のための証明書類の提出の必要あり）に応じ、規定の派遣・帰国旅費及び諸手当（報酬、住居手当等）が支給されます。
- (2) 各専門調査員には、原則として公用旅券が発給され、派遣先国において外交官に準じ接受されます。（専門調査員は外務公務員法上の「外務職員」でも、外交関係に関するウィーン条約上の「外交職員」でもありませんが、在外公館に派遣され、広い意味での外交事務に携わるので、同条約上使節団の事務的業務に従事する「事務・技術職員」（同条約第1条(f))であり、「事務・技術職員」としての特権免除を享有します。）
- (3) 専門調査員制度は雇用契約に基づくものではありませんので、健康保険、年金等は専門調査員本人が手当することとなります。
- (4) 任期終了後の就職等の斡旋はしておりません。

申し込み・問い合わせ先

外務省人事課採用班
専門調査員担当

〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1
電話：03(3580)3311 内線：4465

ホームページアドレス

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/saiyo/senmon/index.html>